

納税（納付）証明書の添付について

- 課税業者、非課税業者の区分にかかわらず、全ての業者について下記の納税（納付）証明書の添付が必要です。

町内業者

1 申告所得税又は法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書

○個人の場合：納税証明書（その3の2）

「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと

○法人の場合：納税証明書（その3の3）

「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと

○交付請求先：本社の所在地を管轄する税務署

2 町税の納税証明書（町税及び国民健康保険税）

○法人の場合：代表者が町内在住の場合は、会社と代表者個人の納税状況に未納の税額がないこと

○個人の場合：代表者が町内在住の場合は、代表者個人の納税状況に未納の税額がないこと

○交付請求先：平群町役場 税務課

3 水道料金納付証明書 未納がないこと

交付請求先：奈良県広域水道企業団平群事務所（～8/31）

奈良県広域水道企業団生駒・平群・三郷・斑鳩エリア
お客様センター（9/1～）

※ 2・3について、ご請求の際に概ね2週間以内に納付された場合は、納付確認に時間を要する場合がありますため、お手数ですが領収済の納付書等をご持参頂きますようお願いいたします。

※印鑑証明書、納税証明書、住民票などの証明書は申請日の3ヶ月以内のもの